

28 国際第 1309 号

関税割当公表第 84 号

平成 29 年度の調製食用脂の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、調製食用脂（関税率表第 04.05 項の物品の含有量が全重量の 30% を超え 70% 以下のものに限る。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成 29 年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成 29 年 3 月 10 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 調製食用脂
- 2 割当数量 別途公表
- 3 通関期限 平成 30 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2) から (6) までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 平成29年4月3日（月）から同年4月11日（火）まで
- (2) 平成29年6月1日（木）から同年6月5日（月）まで
- (3) 平成29年8月1日（火）から同年8月3日（木）まで
- (4) 平成29年10月2日（月）から同年10月4日（水）まで
- (5) 平成29年12月1日（金）から同年12月5日（火）まで
- (6) 平成30年2月1日（木）から同年2月5日（月）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

次のいずれかに該当する者

- 1 調製食用脂を使用した製品（以下「製品」という。）を製造する者（以下「製造者」という。）であって、割当てを受けた調製食用脂を輸入時と同一状態（輸入後に乳脂肪の含有率が変化しない状態を含む。以下同じ。）で転売することのない者
- 2 製造者を構成員とする団体（ただし、構成員が単独で1に基づく申請を行っていない場合に限る。）
- 3 製造者に調製食用脂を販売する者

第5 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 第4の1に該当する者の場合
 - (1) 輸入先国別希望数量（別記様式1）
 - (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の調製食用脂の購入実績及び使用実績（別記様式2）
 - (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の調製食用脂の購入計画及び使用計画（別記様式3）
 - (4) 製品を製造する工場の名称、所在地、1日当たりの生産能力及び年間稼働日数・稼働率を記載した資料、製品を製造するのに必要な設備を有することを証する資料及び製品を製造する工程図
 - (5) 法人の登記事項証明書
 - (6) この関税割当てにより割当てを受けた調製食用脂を使用した製品を製

造し、当該調製食用脂を輸入時と同一状態で転売しない旨の誓約書

ただし、平成28年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(4)及び(5)の書類の内容に変更のないものは、(4)及び(5)の書類の添付を必要としない。

2 第4の2に該当する者の場合

(1) 輸入先国別希望数量（別記様式1）

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の調製食用脂の購入実績及び会員別使用実績（別記様式4）

(3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の調製食用脂の購入計画及び会員別使用計画（別記様式5）

(4) 会員名簿（任意様式）

(5) 団体の登記事項証明書

ただし、平成28年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(5)の書類の内容に変更のないものは添付を必要としない。

3 第4の3に該当する者の場合

(1) 輸入先国別希望数量（別記様式1）

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の調製食用脂の購入実績及び販売先別販売実績（別記様式6）

(3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の調製食用脂の購入計画及び販売先別販売計画（別記様式7）

(4) 法人の登記事項証明書

ただし、平成28年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(4)の書類の内容に変更のないものは、(4)の書類の添付を必要としない。

第6 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第5に定

める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第5に定める書類のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第7 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、国別（「ニュージーランド」、「その他の国」別）に、第5の1及び2の使用実績及び使用計画、第5の3の販売実績及び販売計画等を勘案して定めるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者が調製食用脂の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第9 報告

割当てを受けた者は、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」という。）の定めるところにより、割当てを受けた調製食用脂の月別の使用数量又は販売数量の実績報告書等を食料産業局長に1部提出するものとする。

第10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。
（省令第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第5条）

- 5 関税割当申請書の「数量及び単位」の欄には、割当てを希望する調製食用脂の全量を記入するとともに、輸入先国別（「ニュージーランド」、「その他の国」別）希望数量の内訳も記入するものとする。
- 6 関税割当証明書は、「ニュージーランドを原産地とするもの」と「その他のもの」に分けて発給するものとする。
- 7 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。